

令和4年度第7回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月26日（水）午後1時30分から2時11分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（11人）

会長	12番	丸谷	浩二
会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	6番	松井	成樹
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	9番	谷川	聡志
	10番	長谷川	太佑
	13番	北	廣見

4. 欠席委員（3人）

1番	川端	伸造
11番	林	恵子
14番	朝倉	雪

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号 現況証明願について
	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
	報告第1号 農業用施設の設置届出書について
	報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第6 その他

(1) 11月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 東 俊行
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 伊藤 祥恵

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長： 皆様、お疲れさまです。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。総会に先立ちまして、丸谷会長からご挨拶をお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は19名であります。なお、11番林委員、14番朝倉委員、推進委員の澤田委員、堀川委員、山口委員より欠席の届出がございます。1番の川端委員からは遅刻の届出がございます。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長をお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、13番北委員、2番藤野委員にお願いしたいと思います。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、1件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は神奈川県大和市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は石川県金沢市にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田0㎡、畑0㎡でございます。耕作人員は2名、申請農地は牛ノ谷地係の畑193㎡でございます。なお、今回申請の農地については、空き家に附属した農地として下限面積を1aとする別段面積を設定しております。

3ページをお開きください。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、次に、地区担当委員の説明ですが、1番について、11番林委員の担当ですが、本日欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

それでは、この案件について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長： 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。4ページをご覧ください。

今回、案件としては、1件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は宮前にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。

申請の土地につきましては宮前地系の1筆で、登記地目は畑、面積は241㎡でございます。用途につきましては格納庫の整備でございます。事由につきましては、申請人は農機具格納庫として利用するためのパイプハウスを自己所有地に整備したいとのことでございます。こちらの農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小規模な農地ということで第2種農地でございます。第2種農地につきましては、代替性がない場合もしくは例外規定に該当する場合に転用が可能でございます。今回は農業用施設の整備ということで、許可が可能と判断されるものでございます。なお、今回、申請地は申請時点で既にパイプハウスが整備され、アスファルト舗装されており、事務局より〇〇〇〇さんへ連絡し、申請書を提出していただきました。転用の許可要件は満たしているため、許可権者である県と相談し、追認という形で手続を進めたいと思います。場所につきましては5ページ、計画図につきましては6ページ、7ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明ですが、番号1番について、7番三上委員、お願いいたします。

7 番： 現地において〇〇〇〇氏と立会いをし、既にパイプハウスを整備してありました。以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、この案件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査結果の報告を13番北委員、お願いいたします。

13 番： それでは、今日午前中、丸谷会長ほか2名の委員並びに事務局によりまして、ただいまの現地の調査を行ったわけでございますが、実質、パイプハウスがもう建っていたということで事後承認という形になるかと思えますけれども、事務局の説明のとおり相違がないというふうに思いますので、報告をさせていただきます。以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、本案件について、ご質問はありますか。

2 番： 私はこれを知っていますが、許可がなかったということは知りませんでした。これ農地ですけど、中はアスファルトとか、前もアスファルトしてあると思うんですけど、これは農地のままだでもいいんですか。

事 務 局： パイプハウスを設置するに当たって、〇〇〇〇さんはここをアスファルト舗装も

されてまして、その場合、農地のままだといけないので、今回、農地転用という形で申請を出してきております。

2 番： 宅地にする？

事務局： 農機具格納庫なので、宅地として使うことになるかと思えます。

議長： よろしいですか。ほかにご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 現況証明願について

議長： 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。9ページをご覧ください。

今回、案件としては、2件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は笹岡にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては笹岡地系の1筆で、面積は286㎡、登記地目は田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は平成12年頃までは農地として利用されていましたが、平成13年頃から耕作放棄され、以後、山林原野化し現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては10ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は柿原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては柿原地系の3筆で、面積は合計864㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和51年頃まで農地として利用されていましたが、同年に住宅、平成元年頃に工場が建築され、以後、宅地及び工場用地として利用されているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては11ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明ですが、番号1番につきましては、3番北田委員、

お願いいたします。

3 番： この場所について、申請した内容に間違いありません。
以上です。

議 長： 続いて、番号2番につきましては、私、丸谷が説明をいたします。地図を見ていただければいいかと思えます。〇〇〇〇さんはねん糸の工場を経営されておりました。そういうことで、51年頃までは畑として使っていたんですけども、その後、工場とかを建築され今日に至っているということでございまして、この黒塗りしたところから西側の土地も全て〇〇〇〇さん所有のもので、その奥にもございます。申請地は宅地となっており、その横にそういった工場とかを建設して今日に至っているということでございますので、申請をされ、許可があれば宅地にするということでございます。

以上で説明終わります。

次に、本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して13番北委員に調査結果の報告をお願いいたします。

13 番： これは、先ほど申し上げました現地と併せまして、現地のほうの調査を行いました。ただいま事務局が説明をした内容と相違がございませんので、報告をさせていただきます。
以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、本案件について、ご質問はありませんか。

5 番： 地目上は畑もしくは田んぼという農地扱いなんですけども、固定資産税はそれなりの安い、農地としての固定資産税しかかかってなかったと思うんですけども、税務課は固定資産税については現況で判断しているという理解でよろしいのでしょうか。

事務局： 2番の柿原の件についてかなと思うんですけども、こちらは税金は宅地として課税されてます。一応現況の地目を基にして固定資産税も判断されているんじゃないかなと思います。1番は山林原野として課税されてたと思います。

5 番： 地目は一応田になるんですか。

事務局： そうですね。

5 番： 現況は山林扱いになるということですか。

事務局： もう草が生い茂ってる状態なので、原野という扱いになります。

議長： よろしいですか。ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第3号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、承認することいたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。12ページにお進みください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

13ページをお開きください。公告予定日につきましては令和4年10月31日月曜日でございます。借手、貸手とも1人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が2筆、2,527㎡、うち再設定が2,527㎡でございます。期間別内訳は、4年の畑が2筆、2,527㎡でございます。

14ページにお進みください。集落別内訳については、宮谷の畑2筆でございます。利用権移転、所有権移転につきましてはございませんでした。

15ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。番号1番につきましては、借受人は宮谷にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。宮谷の畑2筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定、10a当たり賃借料は柿60kgでございます。期間につきましては、令和4年11月1日から令和7年10月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案についてご質問はありませんか。

5 番： 15ページの賃貸借期間が令和4年から令和7年で3年間なんですけども、その間に果樹の柿を植えたとして、苗木を植えてたった3年間で反当たりの収量60kgというのは、それだけ柿ができるのかなという素朴な疑問があるんですけど、どうでしょう。

事 務 局： この農地については再設定となっております、もう既に柿はなる状態になりますので、今から植えてというわけではなく、もう収穫できるような状態になるので、単価柿60kgで提出されてるのではないかなと思われま。

5 番： そうすると、継続ということであればもうちょっと長いことやれば。3年縛りというか、そんな短い期間にしないといけない何か理由があるんですか。

事 務 局： 特に期間について縛りはないんですが、この期間については、もうその貸付人の方と借受人の方とのお話し合いで決まるものですので、こちらからもうちょっと延ばしたらどうかとか、そういうことを言うこともできないようなお話になるので、そのお話については口を挟んではいけません。

5 番： 分かりました。

議 長： ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 農業用施設の設置届出の報告について

議 長： 次に、報告第1号「農業用施設の設置届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： 報告第1号「農業用施設の設置届出の報告について」、ご説明させていただきます。16ページをお開きください。

今回、1件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は指中にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。

申請の土地につきましては指中地係の畑で、面積は592㎡のうち195.33㎡でございます。事由につきましては、申請人は申請地に農作業中に利用する休憩施設を設置したいとのございます。場所につきましては17ページ、計画図につきましては18ページ、19ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明を行います。番号1番につきましては、私が説明をいたします。この土地につきましては、申請人は〇〇〇〇さんとなっておりますが、中身につきましては指中区の土地だというふうなことを聞いております。登記をするときに、当時の役員さんであった〇〇〇〇さんの名前にされたということでございまして、畑の上がるところに休息するところを設けたいということでございまして、ここに設置理由として挙げております、こういった旨でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続いて、この案件につきまして、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して13番北委員、報告をお願いいたします。

13 番： この件に関しましても、ただいま事務局が説明のとおり、図面と照らし合わせてもそのとおりでありましたので、報告をさせていただきます。

以上です。

議 長： 本件についてご質問はありますか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議 長： 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。20ページにお進みください。

今回、9件の届出がございました。

1番の届出につきましては、菅野の田9筆、畑1筆でございます。権利取得者は菅野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年9月4日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

21ページまでまたがっております。2番の届出につきましては、古屋石塚の田14筆、畑4筆でございます。権利取得者は古屋石塚にお住まいの〇〇〇〇さんござ

います。権利取得日は平成29年10月7日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

22ページまでまたがっております。3番、4番の届出につきましては、北潟の田6筆、畑3筆、坂口の田4筆、畑7筆、蓮ヶ浦の田2筆、畑3筆、指中の田2筆でございます。権利取得者は坂口にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年11月24日で、相続による所有権の移転でございます。4番は持分についての相続による所有権の移転でございます。北潟の畑2筆は〇〇〇〇、北潟の田1筆は〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

23ページをお開きください。5番の届出につきましては、北潟の田1筆、波松の畑7筆でございます。権利取得者は福井市二の宮にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年8月13日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

6番の届出につきましては、中番の田4筆、畑3筆でございます。権利取得者は中番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年12月2日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇が耕作し、畑は自己管理するとのことでございます。

24ページ、25ページにまたがっております。7番の届出につきましては、矢地の田22筆、畑4筆でございます。権利取得者は矢地にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年8月17日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇さんが耕作し、畑は自己管理するとのことでございます。

8番、9番の届出につきましては、中川の田2筆、畑2筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、8番は平成28年12月8日、9番は令和3年8月4日でございます。それぞれ被相続人が異なっております。相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件についてご質問はありますか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報

告について」、ご説明いたします。26ページにお進みください。

今回、1件の届出がございました。

1番につきましては、城の畑1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。賃借人の都合により解約するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件についてご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第3号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 日程第6、その他(1)「11月の農業委員会定例総会開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 11月の定例総会につきまして、11月25日金曜日1時半から開催することとさせていただきますと存じます。

議 長： ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、事務局説明のとおり、11月の定例総会は11月25日金曜日午後1時30分に開催することにいたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他(2)のその他についてに入ります前に、先ほど宮前のパイプハウスの案件が出ました。この際ですから参考に、中身とろんな届出のありなしについてを、できたら説明していただきたいなというふうに思います、簡単に。

事 務 局： 届出というのは農業用施設の？

議 長： はい。通常ですと、今回出されたものはアスファルトしてあったりとか、そういうことがありました。これが、何もしてなかった場合はどうかとか、そういう違いについて。

事 務 局： 今回、パイプハウスを設置されて、ただ畑にパイプハウスを設置してすぐ撤去できるようなものであれば、転用の申請も農業施設の設置届出も必要ないです。ただ、今回の場合はその下にアスファルト舗装をして、もう下が農地として使えないよう

な状態にしてしまったので転用が必要となってきます。また、農業用施設を整備する場合、自分が所有する土地もしくは借りて耕作しているような土地にアスファルト舗装と、あと格納庫だとかそういう建築物を建てたりとか、その合計の面積が200㎡未満であれば農業用施設設置届出の申請が必要になります。農業用施設設置届というのは、転用の場合は県が許可権者となって申請を行った後、県から許可が出てくるんですけども、届出の場合はもう許可とかはなく、農業委員会への報告だけで手続きが終了します。

議長： ありがとうございます。

2 番： 自己所有であれば下をコンクリートしてもいいと、そこで農作物を作ればいいということですけど、坂井市の方ですけど、三つ星さんのトマトのハウス、あそこは全面下がコンクリートしてあるんやね。あれは農地なんでしょうか、宅地になるんかね。

事務局： アスファルト舗装したハウスの中でも栽培高度化施設というものがあまして、下がコンクリート舗装されてても、その上で農作物を栽培してるというような場合は農業用施設ということになります。転用ではなく届出で一応手続きが終了することになります。

2 番： その場合、例えば、我々水稲農家は育苗するんですね、ハウスの中で。コンクリートをしてあると地熱が奪われにくいというか、温かくなりやすいがね、コンクリートは。そうすると、地温が高くなるので苗の生育がいいと。そういう場合でも、農用地のままでいいんでしょうか。

事務局： 一応今まで取り扱ってきたものだと、育苗ハウスについては畑ということで届出を出していただいています。例えば、田んぼを埋め立てて育苗ハウスを設置したいという案件が出てきた場合には形質変更届を出していただいて、それで手続きしております。

議長： いや、その場合に、コンクリをした場合とせん場合というのは？

事務局： コンクリをしたとしても、育苗ハウスとして使われるということですよ。

議長： 自分らの認識やと、育苗ハウスをコンクリにしてしまうと農業施設でなくなってしまうという認識があるんやけど、さっき言われたとおり、高台にしてトマトとか

野菜を作る場合は下をコンクリにしてもいいというふうに聞いているんやけど、はっきりしておかないと、育苗だけの場合は駄目やと思っているんやけど。

事務局： ちょっと今、詳しいことが分からないので一遍調べてまた。

議長： うん。また次の機会にでも言ってください。

事務局： 分かりました。

議長： ほかにご質問ありませんか。

5 番： 今に関連しての話ですけど、ここら辺りではまだできてないと思うんですけど、野菜工場とか完全に室内でLEDなんか使って野菜栽培するというのが、全国的に見るとそういうのがありますけど、ここら辺ではまだそんなになんかと思んですけど、将来そういうことがここら辺でもできるかもしれんと。その場合の地面の扱いというのは、農地扱いなんか、宅地扱いなんか、工業用地になるんかとか、そこら辺って何か、もし知っていたら教えてほしいし、もし知らないんなら今のご質問を調べるときに、ついでにちょっと調べていただきたいなと思います。

事務局： そちらについても、また後日、回答させていただければと思います。

◇ その他（２）

議長： 次に、その他の（２）その他についての事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議長： ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問はありませんか。

（質問、意見なし）

質問はないようですので、その他の（２）を終わります。

余談ですけど、10月30日の研修会は、農業委員さんのバッジなんかはどうしているんですか。

事務局： バッジのほうはまだ到着しておりませんので、大変申し訳ないのですが、バッジはなしで。服装は自由で来ていただいて大丈夫です。明日の丘陵地畑作調査においては基本的に車で移動しまして、車の中から現場を確認して回るような形になっておりますので、服装は自由ですが、負担のかからないような格好で来ていただければ

ば大丈夫ですのでよろしくお願いいたします。

議 長： ほかにご質問ありませんか。

8 番： 制服が届いたんですけども、これはいつ着るんですか。

事 務 局： 畑作調査の参加者になっておられる場合はぜひ明日着ていただければと思います。研修会は基本的に椅子に腰かけて研修を受けるような形になりますので、必ず背広とかではなくてふだん着で結構です。こちらも別に指定はございません。

議 長： よろしいですか。ほかにご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

事務局はほかに、その他よろしいですか。

◇ 閉 会

議 長： 以上をもちまして本日の会議を閉じます。慎重なるご審議を賜りありがとうございました。これから先、いろいろ研修とか度々開催されるようなことになると思いますので、その都度ご出席をよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

令和4年10月26日

議 長

委 員

委 員